

令和3年度 第17回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和4年2月24日（木）午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和3年度第15回定例会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（令和3年度第16回臨時会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第40号 宮古島市奨学金給付要綱の制定について
- 日程第6 議案第41号 宮古島市奨学金給付審査要領の制定について
- 日程第7 議案第42号 宮古島市閉校学校跡地利活用検討委員会設置要綱の制定について
- 日程第8 そ の 他

議案第40号

宮古島市奨学金給付要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年2月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

次年度より開始予定である奨学金給付事業において、事業を適正に実施するために、本要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

宮古島市奨学金給付要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、宮古島市内の県立高等学校を卒業し、進学する能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、地域社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的に、予算の定める範囲内において、修学する為の資金としての奨学金（以下「奨学金」という。）を給付するものとし、その給付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学生 この要綱により奨学金給付の決定を受けた者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に定める大学（短期大学を含む。）、及び専修学校をいう。ただし、次に掲げるものは含まない。
 - ア 大学等の別科又は専攻科
 - イ 通信教育による学部又は学科
 - ウ 大学院
 - エ 放送大学
- (3) 高等学校 法に定める高等学校及び特別支援学校の高等部をいう。

(奨学生審査会)

第3条 この要綱による奨学金の給付を適正かつ円滑に行うため、宮古島市奨学資金貸与条例（平成17年宮古島市条例第195号）に定める宮古島市奨学生審査会（以下「審査会」という。）を開くことができる。

(受給資格者)

第4条 奨学金を受給できる者は、次に掲げる要件を全て備える者とする。

- (1) 市内の県立高等学校を卒業した者で、市内に居住する者の子であること。
ただし、父、母がともにいない者については、その者が市内に住所を有すること。
- (2) 経済的理由により修学が困難と認められる者であること。

(3) 修学の意欲があり学業成績が優秀であること。

(4) この要綱及び宮古島市奨学金給付審査要領の規定を遵守する者であること。

2 新規に奨学生に出願できる者は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て備える者とする。

(1) 市内の県立高等学校の卒業年度にある者であって、次年度より大学等に入学することが決定している又は見込まれるものであること。

(2) 高等学校での教育課程において成績優秀者及び品行方正であるとして学校長の推薦を受けた者であること。

(給付の申請及び決定)

第5条 新規に奨学生に出願する者は、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める期間内に、連帯保証人と連署の上、次に掲げる出願書類を教育長に提出しなければならない。

(1) 宮古島市奨学金給付願書（様式第1号）

(2) 宮古島市奨学生推薦調書（様式第2号）

(3) 高等学校における入学時から卒業時までの成績証明書

(4) 高等学校の卒業証明書

(5) 住民票謄本の写し

(6) 奨学金の給付を受けようとする者の属する世帯の所得を証明するもの

(7) その他教育長が指示する書類

2 教育長は、前項に定める出願書類の提出があったときは、審査会の意見を聴取し、審査の結果、奨学生として採用を決定した場合、宮古島市奨学生採用決定通知書（様式第3号）により本人に通知する。

3 新規の奨学生採用は、毎年2人以内とする。

(入学証明書の提出)

第6条 前条第1項に定める出願書類の提出をした者は、大学等に入学した日から起算して14日以内に、入学したことを証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 奨学生は、奨学生の採用を受けた後、教育長が定める日までに次に掲

げる書類を、教育長に提出しなければならない。

- (1) 宮古島市奨学金交付申請書（様式第4号）
- (2) 誓約書（様式第5号）
- (3) 奨学生、保護者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) その他教育長が必要と認めた書類

2 教育長は、奨学生から前項に定める書類の提出があり、奨学生として適格と認められる場合、当該奨学生への給付を決定し、宮古島市奨学金給付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、給付決定の期間は1年間を上限とし、年度ごとに審査し、更新するものとする。次年度以降の審査については第14条に定めるとおりとする。

（給付額）

第8条 奨学金の額は、月額3万円とする。

（給付の期間）

第9条 奨学金を給付する期間は、在学する大学等の履修課程における正規の修業年限とする。

（他制度との併用）

第10条 この奨学金の給付を受けようとする者は、他制度による給付型奨学金との併用はできない。ただし、貸与型の奨学金制度については、併用して給付を受けることができるものとする。

（奨学金の交付）

第11条 奨学金は、四半期払又は半年払のうちから奨学生の希望によって交付する。ただし、交付月を別表1のとおりとし、交付日を交付月の15日、15日が休日となる月にあつては、15日の直前の金融機関の営業日とする。

2 交付方法（四半期払又は半年払）の希望は、宮古島市奨学金交付申請書（様式第4号）の提出によるものとする。

3 奨学生は、交付方法（四半期払又は半年払）又は交付口座の変更を希望する場合、宮古島市奨学金交付（変更）申請書（様式第7号）を提出し、教育委員会に願い出ることができる。

（奨学生の届出義務）

第12条 奨学生は、次の各号いずれかに該当するに至ったときは、身上異動届

(様式第8号)に必要書類を添え、直ちに教育長に届け出なければならない。

- (1) 本人又は保護者の氏名又は住所の変更があったとき。
- (2) 本人又は保護者が死亡したとき。
- (3) 休学、退学又は停学の処分を受けたとき。
- (4) 復学し、退学し、留学し、転学し、又は転籍したとき。
- (5) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (6) その他届け出るべき事柄が生じたとき。

2 本人が疾病その他の事由により届け出ることができないときは、保護者が届け出なければならない。

(連帯保証人の変更)

第13条 教育委員会は、奨学生により届出された連帯保証人が、連帯保証人として不適當であると認めたときは、連帯保証人の変更を求めることができる。

(成績証明書の提出)

第14条 奨学生は、毎年4月14日までに大学等が発行する成績証明書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により成績証明書が提出されたときは、審査会において学業成績及び学校生活態度を審査し、次年度以降の奨学金給付の継続を判断するものとする。

3 教育長は、前項に定める審査の結果、次年度の奨学金給付を決定したときは、当該奨学生に対して宮古島市奨学金給付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(給付の打ち切り)

第15条 教育長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当するに至った事由の生じた日をもって奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 奨学生が退学したとき。
- (2) 奨学生が死亡したとき。
- (3) 奨学生が給付を辞退したとき。
- (4) 学業成績及び学校生活態度が不良と認められたとき。
- (5) その他給付を受ける資格がなくなったと認められたとき。

2 教育長は、前項の規定により奨学金給付の打ち切りを決定した場合、その決定を宮古島市奨学金給付打ち切り決定通知書（様式第9号）をもって、当該奨学生に対し通知するものとする。

3 前項の規定による奨学金給付の打ち切りの通知を受けた奨学生に対して、当該打ち切り日以降の奨学金給付の復活は認めないものとする。

（転学又は転籍による給付継続）

第16条 奨学生が、転学又は転籍をする場合、身上異動届（様式第8号）に必要書類を添えて提出することで、奨学金の給付継続を願い出ることができる。ただし、転出及び転入先における学校長の許可を得た転学又は転籍でない場合はこれにあたらぬ。

2 教育長は、前項に定める奨学金の給付継続の願い出を受理し、転学又は転籍後も奨学生として適格であると認められる場合は、転学又は転籍後も給付を継続できるものとする。

（給付の停止）

第17条 教育長は、奨学生が前条の規定による転学又は転籍した場合において、転学又は転籍前と同一年次を履修するときは、その同一年次を履修する期間内において奨学金の給付を停止することができる。

2 教育長は、奨学生が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月から奨学金の給付を停止することができる。

（給付の再開）

第18条 前条第2項の規定により奨学金の給付を停止された者が、復学により給付の再開を希望するときは、身上異動届（様式第8号）に、復学許可書又は在学証明書及び成績証明書を添えて、教育長に願い出なければならない。

2 教育長は、前項に定める奨学金の給付再開の願い出を受理し、奨学生として適格であると認められる場合は、当該奨学生に対し給付を再開できるものとする。ただし、転学又は転籍又は休学前と同一年次を履修する場合、当該奨学生が給付を停止された年度において奨学金を受給した月数を、転学又は転籍又は復学の後に経過した翌月から給付を再開するものとする。

3 教育長は、前項の規定により奨学金の給付の再開を決定した場合、宮古島市奨学金給付決定通知書（様式第6号）により当該奨学生に対して通知する

ものとする。

(給付決定変更の通知)

第19条 教育長は、第15条の規定により給付を打ち切る場合を除いて、奨学生の異動により宮古島市奨学金給付決定通知書(様式第6号)で通知した決定を変更する場合は、同決定を中止し、宮古島市奨学金給付決定(変更・継続)通知書(様式第10号)をもって当該奨学生に対して通知するものとする。この場合において、変更後の給付決定を改めて宮古島市奨学金給付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 教育長は、奨学生の異動後も、宮古島市奨学金給付決定通知書(様式第6号)で通知した決定を継続する場合は、宮古島市奨学金給付決定(変更・継続)通知書(様式第10号)をもって当該奨学生に対して通知するものとする。

(奨学金の返還)

第20条 教育長は、奨学生が虚偽の申請又は不正な手段により奨学金を受けた場合、本人及び保護者に奨学金の一部又は全部の返還を命じることができる。

2 教育長は、前項の規定により奨学金を返還させる場合、宮古島市奨学金返還命令書(様式第11号)を当該奨学生に対し送付し返還を命ずるものとする。

3 返還命令を受けた者は、返還命令を受けた日から、給付金額に達するまで毎月3万円ずつ返還しなければならない。ただし、全額又は一部をまとめて返還することができる。

4 前項の場合において、本人及び保護者が何らかの理由で返還しないときは、連帯保証人は、奨学生に代わって奨学金を返還する責務を負うものとする。

(奨学金返還の猶予等)

第21条 教育長は、奨学生であった者が、やむを得ない事情により前条に定める返還が困難となったときは、その月々の返還額を変更し、又は返還の猶予を与えることができる。

2 前項の規定により奨学金の返還月額の変更又は返還の猶予を受けようとする者は、宮古島市奨学金返還月額変更・猶予申請書(様式第12号)を教育長に提出しなければならない。

(返還の免除)

第22条 教育長は、第20条に定める返還命令を受けた者が、死亡又は心身の障

害等により返還が困難であると認められるときは、奨学金の返還を免除することができる。

2 奨学生、保護者又は連帯保証人が、前項の規定による返還の免除を受けようとする場合、次に掲げる書類を提出し、教育長に願い出るものとする。

- (1) 宮古島市奨学金返還免除願（様式第13号）
- (2) その事実及び程度を証明する診断書
- (3) 返還できなくなった事情を証明する書類
- (4) 免除対象者の所得証明書
- (5) その他、教育長が必要と認めた書類

3 教育長は、奨学金返還免除願を受理したときは、奨学金返還免除の可否を判断し、免除が決定した場合は、宮古島市奨学金返還免除決定通知書（様式第14号）により当該奨学生又は保護者に通知するものとする。

（補則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（奨学金の交付に関する経過措置）

2 第11条第1項の規定にかかわらず、令和4年度に限り5月交付分の交付日を6月15日とする。

別表1（第11条関係）

交付方法	交付月	交付内容
4半期払	5月交付	4、5、6月分
	7月交付	7、8、9月分
	10月交付	10、11、12月分
	1月交付	1、2、3月分
半年払	5月交付	4、5、6、7、8、9月分
	10月交付	10、11、12、1、2、3月分

ただし、交付内容については、給付の状況に応じて変更することができる。

宮古島市奨学金給付願書														
ふりがな 氏名				性別		生年月日	年 月 日		卒業校名					
本籍								希望事項	給付期間	自 年 月				
現住所	自宅 その他 ()									至 年 月				
入学校名	種別		課程	部 科		修業年限	年		入学予定	年 月				
	住所								卒業予定	年 月				
保護者	氏名				生年月日	年 月 日		本人との続柄						
	本籍								職業					
	現住所								年 収		円			
家族構成 (出願者も含む)	氏名		続柄	生年月日経歴(できるだけ詳しく)			年 収		備考					
				年 月 日			円							
				年 月 日			円							
				年 月 日			円							
				年 月 日			円							
受付番号 (担当者記入欄)		奨学金を希望する理由							奨学金交付の希望	四半期払				
奨学生番号 (担当者記入欄)										半年払				
参 考 事 項	本人の履歴 ↓ 学歴職歴 等全部記 入のこと													
	総 学 費 等 見 込	大 学 等 入 学 後 の 一 箇 月 当 り	収入	家庭から	アルバイトから	その他から	奨学金	総 計						
				円	円	円	円	円						
			支出	食 費		光 熱 費		被 服 費		授業料等学校納付金				
				円	円	円	円	円						
	交 通 費		学用品代		そ の 他		総 計							
	円	円	円	円	円									

上記のとおりにつき奨学生としてご採用の上奨学金の給付を受けたく私共連署して御願ひ申し上げます。
 なお、御採用の上は奨学生としての本分を尽くすことはもちろん、奨学金の返還その他の義務についても宮古島市奨学金給付要綱及び宮古島市奨学金給付審査要領に従い連署の責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日

本人氏名 (印)

連絡先(携) / (宅)

保護者氏名 (印)

連絡先(携) / (宅)

連帯保証人住所

氏名 (印)

生年月日 年 月 日

連絡先(携) / (宅)

連帯保証人住所

氏名 (印)

生年月日 年 月 日

連絡先(携) / (宅)

宮古島市教育委員会 教育長 様

記載上の注意

- 1 数字は算用数字を用いること。
- 2 保護者は父兄母姉又はこれに代わる者で奨学金返還の責を負い得る者であること。
- 3 年収は1箇年の全収入見込額を記入のこと。
- 4 奨学金を希望する理由は詳細に記入のこと。
- 5 本人の履歴欄は単に学歴のみではなく身上の異動を洩れなく記入のこと。
 なお、在学中の休学はその理由を記入のこと。

宮古島市奨学生推薦調書					
氏名		住所		在学学校名	
学 校 長 所 見	人 物				
	学 力				
	家 庭 状 況				
	そ の 他				
総 合					
<p>上記のとおりにつき奨学生として適當の者と認め推薦します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">学校長 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p>宮古島市教育委員会 教育長 様</p>					

注意

進学の適性、学業成績、健康状態及び品行等につきその所見を記入すること。

宮古島市奨学生採用決定通知書		
奨学生番号	第 号	
給付予定総額	円 (月額30,000円× ヶ月分) ただし、(四半期払 / 半年払) にて交付する。	
給付予定期間	自 年 月 至 年 月 ただし、給付の決定は年度ごとに行うものとする。	
奨 学 生	氏 名 生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
	在 学 校 名	
保 護 者	氏 名 生 年 月 日	年 月 日
	住 所	本人との続柄 ()
上記のとおり宮古島市奨学生として採用することに決定したので通知する。 年 月 日 <div style="text-align: right;">宮古島市教育委員会 教育長 印</div> 様		

宮古島市奨学金交付申請書

宮古島市奨学生採用決定通知書(奨学生番号第 号)をもって奨学生の決定を受けましたので、奨学金を交付して下さるよう申請します。

1. 奨学金交付の希望

四半期払 ・ 半年払

2. 奨学金振込口座申し出

銀行名	店番
<hr/>	
口座番号	
<hr/>	
口座名義人	
<hr/>	

年 月 日

奨学生 住所

氏名 印

保護者 住所

氏名 印

宮古島市教育委員会

教育長 様

誓 約 書

私は、奨学金採用決定通知書(奨学生番号第 号)をもって奨学生の決定を受けました。

つきましては、宮古島市奨学金給付要綱及び宮古島市奨学金給付審査要領の規定を遵守するとともに、
学業に専念し優秀な成績で卒業するよう努力します。

また、同要綱第20条の規定により奨学金を返還命令を受けた場合は、これを滞りなく返還いたします。

年 月 日

奨学生	住 所			
	氏 名			印
	生年月日	年	月	日
	連 絡 先	_____		

保護者	住 所			
	氏 名			印
	生年月日	年	月	日
	連 絡 先	_____		

上記の記載事項について連帯債務を負担する責に任じます。

年 月 日

連 帯 保 証 人	住 所			
	氏 名			印
	生年月日	年	月	日
	連 絡 先	_____		

連 帯 保 証 人	住 所			
	氏 名			印
	生年月日	年	月	日
	連 絡 先	_____		

宮古島市教育委員会 教育長 様

宮古島市奨学金給付決定通知書

(第 回給付決定)

奨 学 生 番 号		第 号	
奨 学 生	氏 名 生 年 月 日	年 月 日	
	住 所		
	在 学 校 名		
保 護 者	氏 名 生 年 月 日	年 月 日	本人との続柄 ()
	住 所		
給 付 決 定 額	円 (月額30,000円× ヶ月分) ただし、交付方法は (四半期払 ・ 半年払) にて、奨学生 が宮古島市奨学金交付申請書又は宮古島市奨学金交付 (変更) 申請書で申し出た口座へ振り込むものとする。		
給 付 期 間	自 年 月 至 年 月		
<p>上記のとおり宮古島市奨学金を給付することに決定したので通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮古島市教育委員会 教育長 印</p> <p>様</p>			

宮古島市奨学金交付（変更）申請書

年 月 日付け宮古島市奨学金交付申請書にて申請した奨学金の交付について
下記のとおり変更して下さるよう申請します。

1. 奨学金交付の希望

四半期払 ・ 半年払

2. 奨学金振込口座申し出

銀行名	店番
<hr/>	
口座番号	
<hr/>	
口座名義人	
<hr/>	

年 月 日

奨学生 住所

氏名 印

保護者 住所

氏名 印

宮古島市教育委員会

教育長

様

身 上 異 動 届

1 異動の種類 ※該当箇所に○を記入のうえ、必要事項に記入してください。

(1) 休学・復学・退学・転学・留学・死亡

※転学・留学の場合のみ記入

異動先の学校名： _____ 学年： _____

異動後の所属： _____

住所： _____

(2) その他 (_____)

奨学生・保護者・連帯保証人

内容： _____

2 異動の期日

年 月 日 (~ 年 月 日)

※括弧内は期限がある場合のみ記入

3 異動の理由

上記のとおり、届け出ますとともに、奨学金の給付を(打切り・停止・再開・継続)していただきますよう、お願い申し上げます。

年 月 日

奨学生(又は奨学生保護者) 住所：〒 _____

氏名： _____ ㊟

電話： _____

宮古島市教育委員会 教育長 様

第 号
年 月 日

奨学生番号第 号 殿

宮古島市教育委員会 教育長 印

宮古島市奨学金給付打ち切り決定通知書

本市が、貴殿に対し給付している宮古島市奨学金について、次の通り打ち切ることを決定したので宮古島市奨学金給付要綱第15条の規定により通知する。

記

処 分 内 容	打 ち 切 り
打 切 り 日	年 月 日
処 分 理 由	
給 付 決 定 済 額	円
給 付 済 額	円
給 付 未 済 額	円
給 付 取 り 消 し 額	円

第 号
年 月 日

奨学生番号第 号
様

宮古島市教育委員会 教育長 印

宮古島市奨学金給付決定(変更・継続)通知書

本市が 年 月 日付け宮古島市奨学金給付決定通知書(第 回給付決定)にて貴殿に通知した奨学金給付決定について、下記の通り(変更・継続)したので宮古島市奨学金給付要綱第19条の規定により通知する。

記

<p>変更内容</p>	<p>1 中止 2 継続 3 その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>以下の期間の給付を停止する。 自 至</p> <p><input type="checkbox"/>給付期間を以下のとおり変更する。 自 至</p> <p><input type="checkbox"/>給付決定額を以下のとおり変更する 円(月額30,000円× ヶ月分)</p>
<p>変更理由</p>	
<p>変更執行日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>給付決定済額</p>	<p>円</p>
<p>給付済額</p>	<p>円</p>
<p>未給付額</p>	<p>円</p>

宮古島市奨学金返還命令書			
奨学生	奨学生番号 氏名 生年月日	年 月 日	
	住所		
保護者	氏名 生年月日	年 月 日	本人との続柄 ()
	住所		
給付決定済額	金 円		
給付済額	金 円		
返還命令額	金 円		
<p>上記のとおり宮古島市奨学金の返還を命令する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮古島市教育委員会 教育長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			

宮古島市奨学金返還月額変更・猶予申請書

次のとおり奨学資金返還の(月額変更・猶予)を申請します。

1 返還猶予

年 月 から 年 月 まで (原則1年以内)

2 返還月額変更

年 月 から 年 月 まで (原則1年以内)
月額 円 から 月額 円に変更

3 申請事由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

年 月 日

奨学生又は保護者(奨学生番号第 号)
氏 名 : _____ 印

住 所 : _____

連絡先 : _____

宮古島市教育委員会 教育長 様

(注意)

変更期間は原則1年以内です。変更期間の延長を希望するには、新たに申請書を提出する
必要があります。

宮古島市奨学金返還免除願																	
奨学生番号	第 号																
返還命令額	金 円																
返還済額	金 円																
返還未済額	金 円																
免除申請理由																	
<p>上記により、宮古島市奨学金返還を免除して下さるよう願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;">奨学生</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">氏名 印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">生年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">連絡先</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">保護者</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">氏名 印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">生年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">連絡先</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">宮古島市教育委員会 教育長 様</p>		奨学生	住所		氏名 印		生年月日		連絡先	保護者	住所		氏名 印		生年月日		連絡先
奨学生	住所																
	氏名 印																
	生年月日																
	連絡先																
保護者	住所																
	氏名 印																
	生年月日																
	連絡先																

宮古島市奨学金返還免除決定通知書

奨学生	奨学生番号	
	氏名 生年月日	年 月 日
	住所	
保護者	氏名 生年月日	年 月 日
	住所	
返還命令額	金	円
返還済額	金	円
返還免除額	金	円
<p>上記のとおり、宮古島市奨学金返還を免除することに決定したので通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮古島市教育委員会 教育長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>		

議案第41号

宮古島市奨学金給付審査要領の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年2月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

次年度より開始予定である奨学金給付事業において、給付対象者の審査を適正に実施するために、本要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

宮古島市奨学金給付審査要領

(目的)

第1条 この要領は、宮古島市奨学金給付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、宮古島市奨学金給付の審査について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(奨学生審査会)

第3条 この要領に定める審査は、宮古島市奨学資金貸与条例（平成17年宮古島市条例第195号）に定める宮古島市奨学生審査会（以下「審査会」という。）において行う。

(願書の受付)

第4条 新規に奨学生に出願する者は、教育委員会の定める期間内に、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に要綱第5条第1項に定める宮古島市奨学金給付願書（以下「願書」という。）に必要書類を添えて、毎年3月末日までに提出しなければならない。

(審査会の開催)

第5条 教育委員会は、要綱第5条第1項に定める出願書類の提出があった場合は、毎年4月末日までに審査会を開催する。

(審査の方法)

第6条 要綱第5条第1項に定める出願書類の提出をした者（以下「奨学生候補者」という。）の審査は、同項に定める書類による審査をもって行う。

2 継続して給付を受けようとする奨学生の審査は、在籍する大学等の学校長等が証する成績及び在学を証する書類により継続の審査を行う。

3 前2項の規定にかかわらず、審査会は、その他審査に必要があると認める書類の提出を求めることができる。

4 前項までの規定にかかわらず、審査会が必要と認めるときは、本人及び保護者等に対して、聴取をすることができる。

(審査する事項)

第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 要綱に定める要件を全て満たしているか受給資格に関する事。
- (2) 奨学生又は奨学生候補者の成績に関する事。
- (3) 奨学生又は奨学生候補者の世帯の状況
- (4) 連帯保証人に関する事。
- (5) 進学又は在学する大学等に関する事。
- (6) その他給付に際して必要と判断される事項
(審査基準)

第8条 審査は、次の基準により行うものとする。

- (1) 保護者又は父若しくは母がともにいない者についてはその者が、市・県
民税所得割非課税世帯である事。
- (2) 前号の基準を満たしていない場合は、修学が困難であると認められる経
済的理由を願書に記載する事。
- (3) 出願時までの高等学校における学業成績の評定平均値が5段階評価で
4.3以上である事。
- (4) 奨学生が、2年目以降において継続する場合、前年成績において不可の
評価を得ていない事。ただし、やむを得ない理由による場合は、この限
りでない。
- (5) 前号のやむを得ない理由により成績不良となった場合は、その旨を記載
した理由書を成績表及び在学証明書と併せて提出する事。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

議案第42号

宮古島市閉校学校跡地利活用検討委員会設置要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年2月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

閉校学校跡地について、閉校学校跡地利活用計画の策定及び利活用の決定までの適正な管理のために、宮古島市閉校学校跡地利活用検討委員会を設置する必要があるため、本案を提案します。

宮古島市閉校学校跡地利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 旧市立学校が閉校となった学校跡地（以下「閉校学校跡地」という。）について、長期的な視点をもって、利活用の決定までの間適正に管理し、閉校学校利活用方針に基づいた有効な利活用を図ることを目的として、利活用方法を検討し、閉校学校跡地利活用計画（以下「利活用計画」という。）を策定するため、宮古島市閉校学校跡地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(対象とする閉校学校跡地)

第2条 利活用を検討する対象は、次に掲げる閉校学校跡地とする。

- (1) 旧宮古島市立佐良浜小学校
- (2) 旧宮古島市立伊良部小学校
- (3) 旧宮古島市立宮原小学校
- (4) 旧宮古島市立来間小中学校
- (5) 旧宮古島市立福嶺中学校
- (6) 旧宮古島市立伊良部中学校

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の閉校学校跡地に関して、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 閉校学校跡地の利活用方法に関すること。
- (2) 閉校学校跡地の管理に関すること。
- (3) 閉校学校跡地の旧市立学校ごとの利活用の検討に関すること。
- (4) 閉校学校跡地の旧市立学校ごとの利活用計画策定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、閉校学校跡地の取り扱いに関すること。

(計画の策定)

第4条 第2条に掲げる閉校学校跡地については、利活用計画を策定する。

2 策定後の計画の有効期間は、5年間とし、この期間において利活用計画での達成が困難であると見込まれる場合は、利活用計画の見直しを行うものとする。

(組織)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は教育部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 企画政策部長
- (3) 福祉部長
- (4) 建設部長
- (5) 農林水産部長
- (6) 生涯学習部長
- (7) 財政課長
- (8) 教育施設課長

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長は、利活用計画の策定において地域の意見を反映させるため、閉校学校の存する地域の代表者又は会議の議事に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見及び説明を聴取し、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の事務に関する総括及び庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。